

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第87条中「及び議員の携帯電話」を「並びに議員の携帯電話及びパソコンピュータ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。